

墨田区における情報共有・区民参加等に関する規程

目次

1.	墨田区情報公開条例	1
2.	墨田区個人情報保護条例	9
3.	情報公開の総合的推進に関する事務取扱要綱	24
4.	審議会等の会議の公開に関する基準	27
5.	墨田区のパブリック・コメント手続に係る基準	33

1. 墨田区情報公開条例

墨田区情報公開条例

平成 13 年 3 月 29 日

条例第 3 号

墨田区公文書公開条例(昭和 61 年墨田区条例第 7 号)の全部を改正する。

目次

第 1 章	総則(第 1 条—第 4 条)
第 2 章	区政情報の公開(第 5 条—第 16 条)
第 3 章	不服申立て等(第 17 条—第 21 条)
第 4 章	情報公開の総合的な推進(第 22 条・第 23 条)
第 5 章	雑則(第 24 条—第 27 条)

付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、区民の知る権利を尊重し、区民の区政情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、区政情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、墨田区(以下「区」という。)が区政に関し区民に説明する責務を全うし、一層開かれた区政の実現を図り、区政に対する区民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した区政を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。
- (2) 区政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に頒布し、又は販売することを目的として発行されるもの

イ 墨田区立の図書館、郷土文化資料館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別な管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、区政情報の公開を請求する区民の権利が十分尊重されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより区政情報の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、区政情報の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 区政情報の公開

(区政情報の公開を請求することができるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して区政情報の公開を請求することができる。

(公開義務及び非公開情報)

第6条 実施機関は、前条による公開請求(以下「公開請求」という。)があったときは、当該公開請求に係る区政情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、当該区政情報を公開しなければならない。

(1) 法令及び条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣、東京都知事その他国若しくは東京都の機関の示す処理基準により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報
- (5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に区民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること。
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すること。
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害すること。
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保を困難にすること。
- (7) 区、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(平 14 条 47・平 16 条 3・平 19 条 36・一部改正)

(区政情報の部分公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る区政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

2 公開請求に係る区政情報に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第 8 条 実施機関は、公開請求に係る区政情報に非公開情報(第 6 条第 1 号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該区政情報を公開することができる。

(区政情報の存否に関する情報)

第 9 条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る区政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該区政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求の手続)

第 10 条 区政情報の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 公開請求に係る区政情報を特定するために必要な事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、墨田区規則(以下「規則」という。)で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第 11 条 実施機関は、公開請求に係る区政情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る区政情報の全部を公開しないとき(第 9 条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る区政情報を現に保有していないときを含む。以下同じ。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第 12 条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があつた日の翌日から起算して 14 日以内にしなければならない。ただし、第 10 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があつた日の翌日から起算して 60 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかにその期間を延長する旨、延長する期間及び延長する理由を書面により通知しなければならない。

3 公開請求に係る区政情報が著しく大量であるため、公開請求があつた日の翌日から起算して 60 日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前 2 項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る区政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの区政情報については相当の期間内に公開決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、第 1 項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの区政情報について公開決定等を行う期限

(理由の付記等)

第 13 条 実施機関は、第 11 条各項の規定により公開請求に係る区政情報の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、区政情報を公開しないことの決定(第 9 条の規定により、公開請求を拒否する場合を除く。)を行った当該区政情報に記録されている情報が、期間の経過により非公開情報に該当しなくなることが明らかであるときは、その該当しなくなる時期を、前項に規定する書面に記載しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第 14 条 公開請求に係る区政情報に区以外のものに関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等に先立ち、区以外のものに対し、公開請求に係る区政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、理由を付記した意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 11 条第 1 項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る区政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている区政情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第 6 条第 2 号イ、同条第 3 号ただし書又は同条第 7 号ただし書に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている区政情報を第 8 条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該区政情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開する日との間に少なくとも 2 週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

(区政情報の公開の方法)

第 15 条 区政情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、前項に規定する視聴又は閲覧の方法による区政情報の公開に当たって、当該区政情報の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該区政情報の写しによりこれを行うことができる。

(平 14 条 47・一部改正)

(費用負担)

第 16 条 この条例の規定による区政情報の閲覧又は視聴については、無料とする。

2 前条の規定による区政情報の写しの作成及び当該写しの送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

第3章 不服申立て等

(不服申立て)

第17条 公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、遅滞なく、墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成2年墨田区条例第20号)に基づく墨田区情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る区政情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第20条第2項において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る区政情報の全部を公開するとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問した旨の通知)

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(答申書の送付等)

第19条 諮問庁は、審査会から諮問に対する答申があったときは、答申書の写しを前条各号に規定するものに対し送付するものとする。

(決定及び裁決)

第20条 諮問庁は、決定又は裁決をするに当たっては、審査会の答申を尊重しなければならない。

2 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る区政情報を公開する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該区政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(他の制度等との調整)

第21条 この条例は、他の法令等の規定により閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている区政情報については、適用しない。

2 この条例は、墨田区立の図書館その他の区の施設において一般の利用に供することを目的として管理されている区政情報については、適用しない。

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進に関する区の責務)

第22条 区は、第2章に定める区政情報の公開のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

- 2 区は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用等を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供等)

第 23 条 実施機関は、この条例に基づく区政情報の公開を行うほか、区民が必要とする情報を的確に把握するとともに、当該情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、区の総合的な計画の報告書等規則で定めるものについて、その公表に努めなければならない。

第 5 章 雑則

(出資法人等の情報公開)

第 24 条 区が出資又は財政的援助を行う法人その他の団体であつて、実施機関が指定するもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講じるよう指導に努めるものとする。
- 3 出資法人等は、公開の申出に係る回答に対して苦情の申出があつたときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めることができる。
- 4 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要と認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

(区政情報の管理等)

第 25 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、区政情報を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、区政情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の区政情報の管理に関する必要な事項について定めるものとする。
- 3 実施機関は、区政情報の検索に資するため、区政情報の検索資料を作成し、区政情報の公開を請求しようとするものの利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第 26 条 区長は、毎年 1 回各実施機関の区政情報の公開等についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第 27 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の墨田区公文書公開条例(以下「旧条例」という。)第 9 条の規定により、現にされている公文書の公開請求は、この条例第 10 条第 1 項の規定によりされた公開請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第 13 条の規定により墨田区公文書公開及び個人情報保護審査

会にしている諮問は、この条例第 17 条の規定により審査会にした諮問とみなす。

- 4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(墨田区公文書公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部改正)

- 5 墨田区公文書公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例(平成 2 年墨田区条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成 14 年 12 月 9 日条例第 47 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 2 号ウの改正規定(日本郵政公社の役員及び職員を国家公務員から除くことに係る部分に限る。)及び付則第 3 項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にされている区政情報の公開の請求のうち、この条例による改正前の墨田区情報公開条例第 11 条の規定による処分のなされていないものについては、この条例による改正後の墨田区情報公開条例の規定を適用する。
- 3 第 6 条第 2 号ウの改正規定(日本郵政公社の役員及び職員を国家公務員から除くことに係る部分に限る。)の施行の際、現にされている区政情報の公開の請求のうち、当該改正規定による改正前の墨田区情報公開条例第 11 条の規定による処分のなされていないものについては、当該改正規定による改正後の墨田区情報公開条例の規定を適用する。

付 則(平成 16 年 3 月 30 日条例第 3 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年 7 月 2 日条例第 36 号)

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2. 墨田区個人情報保護条例

墨田区個人情報保護条例

平成2年6月30日

条例第19号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 個人情報の収集(第6条—第9条)
- 第3章 保有個人情報の管理(第10条—第13条)
- 第4章 保有個人情報の利用(第14条—第16条の3)
- 第5章 自己情報の開示、訂正等(第17条—第22条の2)
- 第6章 事業者に対する指導及び勧告等(第23条—第24条の2)
- 第7章 救済の手續及び苦情の申出(第25条—第26条)
- 第8章 雑則(第27条—第33条)
- 第9章 罰則(第34条—第38条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、区民に対して自己に関する保有個人情報(以下「自己情報」という。)の開示、訂正等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、区民の基本的人権を守り、もって信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

(平16条30・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報(文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されたものをいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (3) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (4) 区民等 実施機関によって自己情報が保管されている区民又は区民以外の者をいう。
- (5) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。
- (6) 電子計算組織 与えられた処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。

(7) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(平16条30・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、事務を執行するに当たって個人情報を取り扱うときは、区民の基本的な人権を尊重し、収集から廃棄に至る各段階において個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。

(職員の義務)

第3条の2 実施機関の職員は、個人情報を取り扱う事務に従事するに当たっては、個人情報を保護するとともに、関係法令等を遵守しなければならない。

2 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平15条21・追加、平16条30・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の基本的な人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、相互に基本的な人権を尊重し、個人情報を保護することの重要性を認識するとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の収集

(適正な収集)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するに当たっては、法令又は条例(以下「法令等」という。)の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、個人情報の利用目的(以下「利用目的」という。)を可能な限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集してはならない。

(平16条30・全部改正)

(収集禁止事項)

第7条 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる諸事実に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

(1) 収集することについて、法令又は条例に定めのあるとき。

(2) 実施機関が墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例(平成2年墨田区条例第21号)に基づく墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会(以下「運営審議会」という。)の意見を聴いて、収集することを特に必要と認めるとき。

(平13条4・一部改正)

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するに当たっては、本人又はその代理人から法令等に基づく申請行為その他これに類似する行為により収集する場合を除き、利用目的を明示して行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報を直接本人から収集しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人以外のものから収集することについて、本人の同意を得たとき。
- (2) 本人以外のものから収集することについて、法令又は条例に定めのあるとき。
- (3) 本人以外のものから収集することが区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
- (4) 出版、報道等により現に公知性のある個人情報を収集するとき。
- (5) 実施機関があらかじめ運営審議会の意見を聴いて、本人以外のものから収集することを特に必要と認めたとき。

3 実施機関は、前項第3号又は第5号の規定により個人情報を収集したときは、運営審議会の意見を聴いて特に通知する必要があると認めた場合を除くほか、本人以外のものから収集した旨を本人に通知しなければならない。

(平16条30・旧第9条繰上・一部改正)

(個人情報の登録)

第9条 実施機関は、個人情報ファイルを保有するときは、あらかじめ次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に登録しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、個人情報を収集し、保管し、又は利用した後に登録することができる。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 記録する個人情報の項目及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。)として記録される個人の範囲
- (4) 記録する個人情報の収集方法
- (5) 電子計算組織による処理の有無
- (6) 個人情報ファイルを管理する組織の名称及び個人情報管理責任者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、墨田区規則(以下「規則」という。)で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- (2) 専ら試験的な電子計算組織による処理の用に供するための個人情報ファイル
- (3) 前項の規定により登録した個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該登録の範囲内のもの

- (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- (5) 本人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル
- (6) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル

3 実施機関は、第1項の登録の内容を廃止し、又は内容に変更があるときは、当該登録を抹消し、

又はその内容を修正しなければならない。

4 実施機関は、個人情報ファイル簿を閲覧に供しなければならない。

(平 16 条 30・追加)

第 3 章 保有個人情報の管理

(平 16 条 30・改称)

(適正な管理)

第 10 条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報を正確かつ最新なものとする。
- (2) 保有個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止すること。
- (3) 保有個人情報の管理が必要でなくなったときは、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(平 16 条 30・一部改正)

(個人情報管理責任者の設置)

第 11 条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、規則で定めるところにより個人情報管理責任者を置かなければならない。

(平 16 条 30・一部改正)

(受託者に対する措置)

第 12 条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を外部のものに委託するときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、前項による委託をしたときは、運営審議会に報告しなければならない。

(受託者の義務)

第 12 条の 2 実施機関から個人情報を取り扱う業務の処理を受託したものは、個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損の防止その他の個人情報の適正な管理及び保護を図るため、必要な措置を講じなければならない。

(平 16 条 30・追加)

(従事者の義務)

第 12 条の 3 前条に規定する業務の従事者は、当該業務に従事するに当たって、個人情報を保護しなければならない。

2 前項に規定する業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(平 16 条 30・追加)

(電子計算組織への記録の禁止)

第 13 条 実施機関は、第 7 条ただし書の規定により収集した個人情報を、電子計算組織に記録してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、第 7 条ただし書の規定により収集した個人情報を電子計算組織に記録する必要があるときは、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければならない。

(平 16 条 30・一部改正)

第 4 章 保有個人情報の利用

(平 16 条 30・改称)

(適正な利用)

第 14 条 実施機関は、収集した保有個人情報を利用目的に即して、適正に利用しなければならない。

(平 16 条 30・一部改正)

(目的外利用の制限)

第 15 条 実施機関は、収集した保有個人情報を利用目的の範囲を超えて利用(以下「目的外利用」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 目的外利用することについて、本人の同意を得たとき。
 - (2) 目的外利用することについて、法令又は条例に定めのあるとき。
 - (3) 目的外利用することが区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
 - (4) 実施機関があらかじめ運営審議会の意見を聴いて、目的外利用することが特に必要であると認めたとき。
- 2 実施機関は、前項第 3 号又は第 4 号の規定により保有個人情報を目的外利用したときは、運営審議会の意見を聴いて特に通知する必要がないと認めた場合を除くほか、目的外利用した旨を本人に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項ただし書の規定により目的外利用したときは、規則で定める事項を記録し、閲覧に供しなければならない。

(平 16 条 30・一部改正)

(外部提供の制限)

第 16 条 実施機関は、収集した保有個人情報を利用目的の範囲を超えて、当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 外部提供することについて、本人の同意を得たとき。
 - (2) 外部提供することについて、法令又は条例に定めのあるとき。
 - (3) 外部提供することが区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき。
 - (4) 他の実施機関に提供する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があると認められるとき。
 - (5) 実施機関があらかじめ運営審議会の意見を聴いて、外部提供することが特に必要であると認めたとき。
- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項第 3 号又は第 5 号の規定により外部提供した場合について準用する。

(平 16 条 30・一部改正)

(オンライン結合による保有個人情報の提供)

第 16 条の 2 実施機関は、法令に定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、区民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算組織と実施機関以外のものが管理する電子計算組織その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状

態にする方法をいう。以下同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。

- 2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始し、又はその内容を変更しようとするときは、法令に定めがある場合を除き、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 実施機関は、法令に定めがある場合において、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始し、又はその内容を変更したときは、速やかに運営審議会に報告しなければならない。
- 4 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始したときは、その実施状況について、規則で定めるところにより、運営審議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(平 15 条 21・追加、平 16 条 30・一部改正)

(不適切な取扱いに対する措置)

第 16 条の 3 実施機関は、オンライン結合により提供した保有個人情報が適切に保護されず、区民等の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、オンライン結合の相手先及び保有個人情報の提供を受けたものに対し報告を求め、又は必要な調査を行わなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定による報告又は調査により、オンライン結合により提供した保有個人情報が適切に保護されず、区民等の権利利益を不当に侵害していると認めるときは、運営審議会の意見を聴いて保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ないと認めるときは、必要な措置を講じた後、速やかにその内容を運営審議会に報告しなければならない。

(平 15 条 21・追加、平 16 条 30・一部改正)

第 5 章 自己情報の開示、訂正等

(開示の請求等)

第 17 条 区民等は、実施機関に対し、自己情報の閲覧、視聴又は写し若しくは複製の交付(以下「開示」という。)を請求することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、当該請求者に対し、当該請求者に係る保有個人情報の開示(以下「本人開示」という。)をしなければならない。ただし、次に該当する情報(以下「不開示情報」という。)については、この限りでない。

- (1) 法令等の定めにより、本人開示をしないこととされている情報
- (2) 開示することにより、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 未成年者又は成年被後見人(以下「未成年者等」という。)の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者等の利益に反すると認められる情報
- (4) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(5) 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(6) 実施機関並びに国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に区民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(7) 実施機関又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること。

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すること。

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害すること。

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保を困難にすること。

(平 13 条 4・平 16 条 30・平 19 条 36・一部改正)

(部分開示)

第 17 条の 2 実施機関は、開示請求があつた保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、その部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 項第 4 号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(平 16 条 30・追加)

(裁量的開示)

第 17 条の 3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(平 16 条 30・追加)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 17 条の 4 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平 13 条 4・追加、平 16 条 30・旧第 17 条の 2 線下・一部改正)

(訂正請求)

第 18 条 区民等は、次に掲げる自己情報の事実の記録に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

(1) 第 17 条第 2 項の規定により開示を受けた自己情報

(2) 実施機関からの通知により知ることとなった自己情報

2 実施機関は、訂正請求があったときは、速やかに調査し、当該請求に理由があると認めるときは、当該自己情報を訂正しなければならない。

3 第 1 項第 1 号に係る訂正請求は、自己情報の開示を受けた日から 90 日以内に行わなければならない。

(平 16 条 30・一部改正)

(削除請求)

第 19 条 区民等は、次に掲げる自己情報が第 6 条、第 7 条、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 13 条の規定に違反して収集され、又は記録されていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求(以下「削除請求」という。)をすることができる。

(1) 第 17 条第 2 項の規定により開示を受けた自己情報

(2) 実施機関からの通知により知ることとなった自己情報

2 実施機関は、削除請求があったときは、速やかに調査し、当該請求に理由があると認めるときは、当該自己情報を削除しなければならない。

3 第 1 項第 1 号に係る削除請求は、自己情報の開示を受けた日から 90 日以内に行わなければならない。

(平 16 条 30・一部改正)

(目的外利用及び外部提供の中止の請求等)

第 20 条 区民等は、次に掲げる自己情報が第 15 条第 1 項の規定に違反して目的外利用されていると認めるとき又は第 16 条第 1 項の規定に違反して外部提供されていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止の請求(以下「目的外利用等の中止請求」という。)をすることができる。

(1) 第 17 条第 2 項の規定により開示を受けた自己情報

(2) 実施機関からの通知により知ることとなった自己情報

- 2 実施機関は、目的外利用等の中止請求があったときは、速やかに調査し、当該請求に理由があると認めるときは、当該自己情報の目的外利用又は外部提供を中止しなければならない。
- 3 第1項第1号に係る目的外利用等の中止請求は、自己情報の開示を受けた日から90日以内になければならない。

(平16条30・一部改正)

(請求の方法)

第21条 開示請求、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 請求の内容及び理由
 - (4) 開示を受けた自己情報について訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求をする場合にあっては、自己情報の開示を受けた日
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 実施機関は、第1項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(平13条4・平16条30・一部改正)

(請求に対する決定等)

第22条 前条第1項の請求に応じるか否かの決定(以下「可否の決定」という。)は、同項の請求書を受理した日の翌日から起算して、開示請求にあっては14日以内に、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求にあっては30日以内になければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に定める期間内に可否の決定ができないときは、前条第1項の請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度として、当該決定期間を延長することができる。
- 3 実施機関は、可否の決定をしたとき又は前項の規定により決定期間を延長したときは、当該請求者に対し、速やかに文書で通知しなければならない。この場合において、実施機関は、次の事項を併せて明示しなければならない。
 - (1) 本人開示をしないことと決定したとき(請求のあった個人情報の一部を本人開示しないこととする場合を含む。)。本人開示をしないこととした理由及び当該決定の日から1年以内に当該個人情報の全部又は一部を明らかに本人開示することができるものと認められるときはその時期
 - (2) 訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に応じないことと決定したとき。 応じない理由
 - (3) 前項の規定により決定期間を延長したとき。 延長した理由及び可否の決定をすることができる時期

4 実施機関は、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に応じることと決定したときは、速やかに、その旨を外部提供を受けているものに通知する等必要な措置をとらなければならない。(平 13 条 4・一部改正)

(第三者保護に関する手続)

第 22 条の 2 開示請求に係る保有個人情報に実施機関並びに国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第 25 条の 2 及び第 25 条の 4 において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第 17 条第 2 項第 4 号イ又は同項第 5 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第 17 条の 3 の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示する日を書面により通知しなければならない。

(平 16 条 30・追加)

第 6 章 事業者に対する指導及び勧告等

(平 16 条 30・改称)

(区長の指導及び勧告)

第 23 条 区長は、事業者が事業活動を行うに当たって、個人情報に係る区民の基本的な人権を侵害し、又は侵害するおそれがあると認めるときは、その是正又は中止を指導し、又は勧告することができる。

2 区民は、事業者が、自己情報に係る基本的な人権を侵害し、又は侵害するおそれがあると認めるときは、区長に対し、当該行為の是正又は中止を指導し、又は勧告するよう申し出ることができる。

(事実の公表)

第 24 条 区長は、事業者が前条第 1 項の規定による是正又は中止の指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 区長は、事実を公表しようとするときは、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければならない。

(苦情処理のあっせん等)

第 24 条の 2 区長は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 13 条に規定する苦情が適切に、かつ、迅速に処理されるよう、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるも

のとする。

(平 16 条 30・追加)

第 7 章 救済の手續及び苦情の申出

(不服申立ての取扱い)

第 25 条 開示決定、訂正決定、削除決定又は目的外利用等の中止決定について行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、墨田区情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成 2 年墨田区条例第 20 号)に基づく墨田区情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 不服申立てに係る決定等(開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求の全部を容認する旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとしたとき。ただし、当該開示決定について反対意見書が提出されているときを除く。

(平 16 条 30・全部改正)

(諮問した旨の通知)

第 25 条の 2 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者、削除請求者又は目的外利用等中止請求者(これらの者が不服申立人及び参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人及び参加人である場合を除く。)

(平 16 条 30・追加)

(答申の取扱い)

第 25 条の 3 諮問庁は、裁決又は決定をするに当たっては、審査会の答申を尊重しなければならない。

2 諮問庁は、審査会から諮問に対する答申があったときは、答申書の写しを前条各号に規定するものに対し送付するものとする。

(平 16 条 30・追加)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手續)

第 25 条の 4 第 22 条の 2 第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平 16 条 30・追加)

(苦情の申出)

第 26 条 区民等は、実施機関が行う自己情報の取扱いが不適正であると認めるときは、自己情報に関する苦情を実施機関に対して申し出ることができる。

2 実施機関は、前項の苦情の申出を受けたときは、速やかに調査し、実施機関の措置が適切でないことを認めるときは、是正しなければならない。

(平 13 条 4・平 16 条 30・一部改正)

第 8 章 雑則

(費用負担)

第 27 条 この条例に基づく自己情報の写し又は複製の交付に要する費用は、請求者の負担とする。
(他の制度との調整)

第 28 条 この条例は、法令又は他の条例により開示等の請求その他これに類する請求ができる場合は、適用しない。

2 この条例は、実施機関が管理する図書館その他これに類する施設における区民の利用に供することを目的とする図書及び図画等については、適用しない。

(運用状況の公表)

第 29 条 区長は、毎年 1 回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(出資法人等の個人情報保護)

第 30 条 実施機関は、区が出資又は財政的援助を行う法人その他の団体であって、実施機関が指定するもの(以下「出資法人等」という。)に対し、個人情報を保護するための必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

2 出資法人等は、個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めることができる。

3 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要と認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

(平 16 条 30・全部改正)

(指定管理者に関する特例)

第 31 条 指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、第 2 条第 2 号及び第 4 号、第 3 条、第 3 条の 2 並びに第 2 章から第 5 章までの規定を準用する。この場合において、第 2 条第 2 号及び第 3 条の 2 中「職員」とあるのは「従事者」と、第 2 条第 2 号中「保有しているもの」とあるのは「保有しているもの(公の施設の管理業務に関するものに限る。)」と、第 7 条第 2 号中「実施機関」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関(以下「指定実施機関」という。)」と、第 8 条第 2 項第 5 号、第 9 条第 4 項、第 15 条第 1 項第 4 号、第 16 条第 1 項第 5 号、第 17 条第 1 項、同条第 2 項各号列記以外の部分、第 17 条の 2、第 17 条の 3、第 17 条の 4、第 18 条第 1 項各号列記以外の部分、同条第 2 項、第 19 条第 1 項各号列記以外の部分、同条第 2 項、第 20 条第 1 項各号列記以外の部分、同条第 2 項、第 21 条及び第 22 条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第 9 条第 1 項及び第 13 条第 2 項中「あらかじめ」とあるのは「指定実施機関を通じてあらかじめ」と、第 9 条第 3 項中「当該登録を抹消し」とあるのは「指定実施機関

を通じて当該登録を抹消し」と、第 16 条第 1 項第 4 号中「他の実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第 17 条第 1 項中「自己情報」とあるのは「自己情報(当該指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。以下同じ。)」と、同条第 2 項中「当該請求者に係る」とあるのは「指定管理者から提供を受けた当該請求者に係る」と、第 18 条から第 20 条までの規定中「実施機関から」とあるのは「指定管理者又は指定実施機関から」と、第 22 条の 2 中「実施機関は」とあるのは「指定実施機関は」と読み替えるものとする。

(平 16 条 30・追加)

(国等への要請)

第 32 条 区長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国その他の公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

(平 16 条 30・旧第 31 条繰下)

(委任)

第 33 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平 16 条 30・旧第 32 条繰下)

第 9 章 罰則

(平 16 条 30・追加)

(罰則)

第 34 条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第 12 条の 2 の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は第 31 条の指定管理者の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 3 号アに掲げる個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(平 16 条 30・追加)

第 35 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(平 16 条 30・追加)

第 36 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(平 16 条 30・追加)

第 37 条 第 12 条の 2 の業務の処理を受託した法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)又は第 31 条の指定管理者の指定を受けた法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第 34 条又は第 35 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(平 16 条 30・追加)

第 38 条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

(平 16 条 30・追加)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 年 11 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

(事前準備)

- 2 実施機関は、この条例の規定による個人情報保護制度の円滑な実施を図るため、この条例の規定により運営審議会の意見を聴くこととされている事項について諮問をする等必要な準備をすることができる。

(経過措置)

- 3 実施機関は、この条例の施行の際、現に実施機関が収集し、保管し、又は利用している個人情報を、業務を単位として個人情報登録簿に登録しなければならない。
- 4 この条例の施行の際、現に実施機関が保管し、又は利用している個人情報は、この条例の規定に基づき収集したもの又は利用しているものとみなす。

(墨田区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 5 墨田区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和 59 年墨田区条例第 32 号)は、廃止する。

付 則(平成 13 年 3 月 29 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の墨田区個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第 5 章の規定により、現にされている自己情報の開示、訂正等の請求は、この条例による改正後の墨田区個人情報保護条例(以下「新条例」という。)の規定によりされた自己情報の開示、訂正等の請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第 25 条の規定により墨田区公文書公開及び個人情報保護審査会にしている諮問は、新条例第 25 条の規定により墨田区情報公開及び個人情報保護審査会にした諮問とみなす。
- 4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

付 則(平成 15 年 6 月 30 日条例第 21 号)

- 1 この条例は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に行われているオンライン結合による個人情報の提供については、この条例による改正後の墨田区個人情報保護条例第 16 条の 2 第 2 項の規定中「を新たに開始し、又はその内容を変更しようとするとき」とあるのは「の内容を変更しようとするとき」と、同条第 3 項の規定中「を新たに開始し、又はその内容を変更したとき」とあるのは「の内容を変更したとき」と読み替えて、これらの規定を適用する。

付 則(平成 16 年 12 月 10 日条例第 30 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の墨田区個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)の規定により、現にされている自己情報の開示、訂正等の請求は、この条例による改正後の墨田区個人情報保護条例(以下「新条例」という。)の規定によりされた自己情報の開示、訂正等の請求とみなす。

3 この条例の施行の際、現に旧条例第 25 条の規定により墨田区情報公開及び個人情報保護審査会にしている諮問は、新条例第 25 条の規定による諮問とみなす。

4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部改正)

5 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例(平成 2 年墨田区条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成 19 年 7 月 2 日条例第 36 号)

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

3. 情報公開の総合的推進に関する事務取扱要綱

情報公開の総合的推進に関する事務取扱要綱

平成 13 年 4 月 2 日

13 墨総総第 9 号

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 この要綱は、墨田区情報公開条例(平成 13 年墨田区条例第 3 号。以下「条例」という。)第 22 条第 2 項に規定する情報管理体制の整備を図るための方策並びに第 23 条に規定する情報公表及び提供を行うための事務処理について定めることにより、区政に関する正確で分かりやすい情報を、区民が迅速かつ容易に得られるよう情報公開の総合的な推進を図ることを目的とする。

第 2 章 情報公表

(情報公表)

第 2 条 墨田区情報公開条例施行規則(平成 13 年墨田区規則第 54 号。以下「規則」という。)第 12 条第 1 号に規定する区政全般に係る基本計画及び実施計画とは、区が全庁的に取り組むべき課題と施策を総合的・体系的に明らかにし、区政運営の基本指針となる中・長期計画又は計画期間が 3 か年程度のをいう。

2 規則第 12 条第 2 号に規定する附属機関等とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する執行機関の附属機関及び区政の当面する基本問題や重要課題について、幅広く有識者等の意見の表明又は有識者等との意見交換を行う場として、要綱等に基づいて区長が臨時に設置した懇談会等をいう。

3 規則第 12 条第 3 号に規定する実施機関が定める区の主要事業とは、同条第 1 号に規定する計画等に位置付けられている主要事業で区長が指定したものをいう。

4 規則第 12 条第 4 号に規定する実施機関が定める事項とは、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第 24 条に規定する出資法人等から送付された当該出資法人等の事業概要及び決算書等
- (2) 区民等から寄せられた区政に関する意見、提言及び要望等を取りまとめた「区民の声の概要」
- (3) 経営会議等(墨田区経営会議等の設置及び運営に関する規程(昭和 52 年墨田区訓令甲第 15 号)第 2 条に定める会議をいう。以下同じ。)における審議事項及び報告事項

(公表の時期)

第 3 条 情報(規則第 12 条第 3 号に規定する情報を除く。)の公表は、情報の発生又は取得の都度速やかに行うものとする。

(公表を行う者)

第 4 条 情報の公表は、次に掲げる者が行うものとする。

- (1) 規則第 12 条第 1 号から第 3 号までに規定する情報の公表は、所管課長から送付された情報により総務部総務課長(以下「総務課長」という。)が行う。
- (2) 規則第 12 条第 3 号に規定する主要事業の進行状況は、毎年 9 月末日及び翌年 3 月末日を基準日として、所管課長が作成した主要事業の進行状況を企画経営室長が取りまとめて公表するものとする。
- (3) 第 2 条第 4 項第 1 号に規定する出資法人等の事業概要等の公表は、当該出資法人等を所管する課の課長が行う。

(4) 第2条第4項第2号に規定する「区民の声の概要」の公表は、企画経営室広報広聴担当課長が行う。

(5) 第2条第4項第3号に規定する経営会議等における審議事項及び報告事項の公表は、各事案に係る所管課長が行う。

(公表の方法)

第5条 情報の公表は、当該情報が記録された文書又は電磁的記録(以下「文書等」という。)を、区民情報コーナー及び各事務事業の所管課(以下「区の窓口」という。)において閲覧に供し、又は当該情報の全部又は要旨をインターネットを利用した区のホームページに掲載(以下「ホームページへの掲載」という。)して行うものとする。ただし、規則第12条第2号に規定する附属機関等への提出資料をホームページへの掲載により公表する場合は、当該提出資料の名称一覧でこれに代えることができるものとする。

第3章 情報提供

(情報の提供事務)

第6条 所管課長は、条例上の義務として情報を公表するほか、次に掲げる事項その他の区政に関する情報の積極的な提供に努めるものとする。

- (1) 区議会定例会等における区長発言等区の施政方針
- (2) 区の組織並びに区の職員の定数及び給与に関する事項
- (3) 地域開発及び重要な施設整備
- (4) 環境、保健衛生、防災等区民生活の安全と密接な関係がある事項
- (5) 住民意識調査等に関する調査結果
- (6) 区の保有する研究及び技術(特許権に係るものを除く。)並びに統計に関する資料
- (7) 区が行う試験、行事に関する事項

(提供の方法)

第7条 情報の提供は、次の方法のうち効果的なものを選択して行うものとする。

- (1) 区の窓口での閲覧
- (2) 区の発行する広報紙又は広報誌への掲載
- (3) ホームページへの掲載
- (4) 印刷物の配布又は有料刊行物の頒布
- (5) 報道機関への資料提供
- (6) その他所管課長が効果的と認める方法

第4章 供覧の事務手続

(供覧の事務手続)

第8条 情報の公表又は提供のための供覧(以下「供覧」という。)の場所は、原則として区民情報コーナー及び所管課の双方とするが、やむを得ない場合は、いずれか一方とすることができるものとする。

2 供覧の期間は、原則として情報の公表又は提供を開始した日から1年とする。ただし、供覧の期間を超えて閲覧に供すること又は供覧期間内に供覧を終了することに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

3 供覧の事務処理手続は、次のとおりとする。

(1) 区民情報コーナーでの供覧手続

所管課長は、供覧を依頼する文書等を総務課長へ 2 部送付するものとし、送付に当たっては、情報公表・情報提供資料送付兼報告票(別記様式)を添付するものとする。

(2) 所管課での供覧手続

所管課長は、所管課の窓口に文書等を 1 部備え付け、閲覧に供するものとし、区民情報コーナーでの供覧をしないときは、資料送付・報告票により所管課で供覧する文書等の内容を総務課長へ報告するものとする。

第 5 章 推進委員会

(設置)

第 9 条 墨田区の情報公開制度の総合的な推進を図るため、墨田区情報公開制度推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 10 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の公開及び区政情報の適正な管理に関すること。
- (2) 情報公表及び情報提供に関すること。
- (3) その他情報公開の総合的な推進に関すること。

(構成)

第 11 条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、総務課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる所属において推薦する職員各 1 名をもって構成する。

(委員長の職務)

第 12 条 委員長は、会務を総理する。

(会議)

第 13 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 14 条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

別表・様式等 省略

4. 審議会等の会議の公開に関する基準

審議会等の会議の公開に関する基準

(平成 14 年 1 月 29 日通知・同年 4 月 1 日適用)

(平成 18 年 7 月 3 日改正通知・適用)

1 目的

この基準は、区民及び学識経験者等の意見を聴き、区の政策の企画、立案等に反映させることを目的として設置されている執行機関の附属機関等の会議の公開と議事録の公表を行う際の基準を制定することにより、政策形成過程からの区民の区政への参画を促進するとともに、区政の公正の確保と透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

2 対象となる会議

この基準の対象となる会議は、区民、学識経験者等で構成され、法令、条例又は要綱等の定めるところにより設置された次の機関(以下「審議会等」という。)の会議とする。

(別表：対象機関一覧 省略)

(1) 区の事務事業について審議、審査又は調査等を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置された執行機関の附属機関

(2) 区の各種施策の企画立案、政策決定及び執行等の過程において、広く区民等の意見や専門的知識を反映させることを目的として、規則、要綱及び要領等により設置された協議会、委員会及び懇談会等で、区長が指定するもの

3 会議の原則公開

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合には、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 法令、条例及び要綱等の規定により、当該会議を公開しないこととしている場合

(2) 会議において、墨田区情報公開条例（平成 13 年墨田区条例第 3 号）第 6 条各号に規定する非公開情報が含まれる事項（以下「非公開事項」という。）について審議、審査、調査等を行う場合

(3) 会議において、審査、補償の認定又は争訟の審議を行う場合

(4) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議等が阻害され、会議の目的が達成されなくなるおそれがある場合

4 非公開の決定

(1) 審議会等の会議を非公開とするかどうかの決定は、当該審議会等の長が行うこととする。この場合において、審議会等の長は、必要があると認めるときは、当該審議会等の委員の意見を聴くことができる。

(2) 審議会等の会議において、審議等の事項に非公開事項とそれ以外の事項があり、審議を容易に分割して行うことができる場合は、非公開事項に該当する部分を除いて、会議を部分公開する

ことができる。

(3) 審議会等は、会議を非公開又は部分公開とする場合は、その旨を明らかにするとともに、その理由を具体的に示すものとする。

5 会議開催の周知

(1) 審議会等の庶務を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、審議会等の会議を開催するに当たって、会議の開催の14日前までに、会議開催通知書（別紙1）により、会議の概要を総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に通知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(2) 総務課長は、会議開催通知書の送付を受けたときは、速やかに当該通知書を区民情報コーナーにおいて掲示するものとする。

(3) 区民情報コーナーにおける掲示期間は、当該会議の開催日までとする。

6 傍聴の申込み

(1) 審議会等の会議を傍聴しようとする者は、会議開催通知書により公表した手順に従い、当該審議会等の長に対して傍聴の申込みを行い、承認を得なければならない。

(2) 傍聴者の定員は5人以上とし、次の事項を勘案して、会議ごとに審議会等の長が定めるものとする。

① 傍聴の申込みが多く見込まれる場合は、可能な限り多くの傍聴席を確保すること。

② 区議会の会派等による調査又は報道機関による取材等の申入れに対しては、可能な限り協力すること。

(3) 傍聴しようとする者が定員を超えるときは、先着順により決定するものとする。ただし、各審議会等において必要と認めるときは、抽選により傍聴者を決定することができるものとする。

（6(2) 平成18年7月3日改正通知・適用）

7 会議の公開

(1) 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、(2)から(8)までに定める事項を基本として、会議が公正かつ円滑に行われ、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

(2) 次の事項に該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア 他人に危害を加えるおそれのある物を所持している者

イ ビラ、プラカード、旗の類いを携帯している者

ウ 酒気を帯びていると認められる者

エ アからウに定めるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(3) 傍聴者は、会議が開催される時刻までに、係員の指示に従って傍聴席に着席するとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

ア 会議中みだりに傍聴席を離れないこと。

イ 発言し、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

ウ 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

- エ はち巻、腕章の類いをする等の示威的行為をしないこと。
 - オ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - カ 携帯電話等を使用しないこと。
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 傍聴者は、会議において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、審議会等の長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 傍聴者は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。
- ア 審議会等の長が会議を非公開とすることを宣言し、傍聴者の退場を命じたとき。
 - イ 傍聴者が守るべき事項に違反し、審議会等の長が退場を命じたとき。
- (6) 審議会等の長は、会議を公開するときは、当該会議の資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、資料を配付する場合はこの限りでない。
- (7) 審議会等の長は、傍聴者の閲覧に供する資料に非公開事項が含まれる場合は、当該事項の内容が判別できないような処理を行うものとする。
- (8) 審議会等の長は、資料の写しの作成が可能な場合は、当該資料の写しの作成及び送付に要する費用を傍聴者の負担として交付することができる。

8 議事録の作成

- (1) 審議会等の長は、会議の公開と非公開とにかかわらず、会議の終了後速やかに議事録を作成することとする。
- (2) 議事録には、次の事項を記載する。
- ア 会議の名称
 - イ 開催日時
 - ウ 開催場所
 - エ 出席者数
 - オ 会議の傍聴の可否
 - カ 傍聴者数
 - キ 議題
 - ク 配付資料
 - ケ 会議概要
 - コ 所管課名
- (3) 議事録は、会議の概要又発言内容を記録するものとし、会議の経過及びその結果の要点が分かるよう記載するものとする。(別紙2：記載例 一部省略)
- (4) 審議会等の長は、議事録に記載する事項に非公開事項が含まれる場合は、当該事項を除いた議事録を作成することとする。

9 議事録等の公表

- (1) 所管課長は、作成した議事録が確定した後、議事録の写し及び当該会議の配付資料各2部を、墨田区情報公開条例及び情報公開の総合的推進に関する事務取扱要綱(平成13年4月2日13

墨総総第9号。)の規定による情報公表の対象として、情報公表・情報提供資料送付兼報告票とともに、総務課長に送付するものとする。

(2) 所管課長は、配付資料が1部しかない等の理由により総務課長に送付できないときは、当該所管課において一般の閲覧に供するものとし、情報公表・情報提供資料送付兼報告票にその旨を記載して総務課長に報告することとする。

(3) 総務課長は、(1)により所管課長から送付を受けた議事録及び配付資料を、区民情報コーナーにおいて一般の閲覧に供するものとする。

(4) 区民情報コーナー又は所管課における閲覧の期間は1年間とする。

10 基準の適用

本基準は、通知の日から適用する。ただし、会議の公開(傍聴)については、適用日以降において、所管課長が当該審議会等に対して本基準の説明を行った後に開かれる会議から適用する。

10-2 改正基準の適用

この基準は、平成18年7月3日から適用する。

別表 対象機関一覧

- 1 執行機関の附属機関のうち、会議の公開及び議事録の公表を行うもの
- 2 執行機関の附属機関のうち、議事録の公表を行うもの
- 3 附属機関に類する機関で、会議の公開及び議事録の公表を行うものとして、区長が指定するもの

第 号
年 月 日

審議会等の会議開催通知書

総務課長 様

(所管課長名)

「審議会等の会議の公開に関する基準」に基づき、下記のとおり会議の開催を通知します。

記

会 議 名 称	(番号)			
開 催 日 時	年 月 日 () 時 分			
開 催 場 所				
会 議 の 公 開 (傍 聴)	公 開 (傍聴できる)	部 分 公 開 (部分傍聴できる)	非 公 開 (傍聴できない)	未 定
議 題				
部分公開又は 非公開の理由				
傍 聴 定 員				
傍 聴 手 続				
問 い 合 わ せ 先				

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号)			
開催日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで			
開催場所				
出席者数	人			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	傍聴者数	人	
議 題				
会 議 概 要				
所 管 課				

5. 墨田区のパブリック・コメント手続に係る基準

墨田区のパブリック・コメント手続に係る基準

平成 14 年 1 月 25 日

13 墨企経室第 395 号

第 1 目的

この基準は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、墨田区が積極的に情報を公表し、区民の行財政運営への参画の促進を図り、もって公正で民主的な一層開かれた区政の推進と透明性の高い行財政運営に寄与することを目的とする。

第 2 パブリック・コメント手続

パブリック・コメント手続とは、墨田区の基本的な政策等の策定に当たり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な情報を広く公表し、公表したものに対する区民等からの意見、情報及び専門的な知識等(以下「意見等」という。)の提出を広く求め、政策形成の過程の中で意見を反映する機会の確保を図り、提出された意見等の概要及びそれに対する区の方考え方を公表する一連の手続(以下「本手続」という。)をいう。

第 3 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- ② 情報公表 墨田区情報公開条例第 23 条第 2 項に規定する趣旨の公表をいう。

第 4 対象

本手続の対象事業は、次に掲げるものとする。ただし、迅速性又は緊急性を要するもの及び軽微なもの等を除く。

- ① 区の長期構想、区政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定及びこれらの重要な改定
 - ② 区民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及びこれらの重要な改正
 - ③ その他実施機関が特に必要と認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料等の徴収に関するものの制定又は改廃に係る案の策定については、対象としない。

第 5 情報公表の時期等

実施機関は、第 4 第 1 項各号に掲げるものの案(以下「計画案」という。)の立案をしようとするときは、意思決定を行う前に、あらかじめ次に掲げる情報を公表するものとする。

- ① 当該計画案及びその概要
- ② 当該計画案を作成した趣旨、目的及び背景
- ③ 当該計画案に関連する次の資料
 - ア 根拠法令
 - イ 計画の策定及び改定にあつては、その計画の上位計画の概要
 - ウ 当該計画案の実現によって生じることが予想される影響の程度及び範囲
 - エ 当該計画案を立案するに際して整理した論点
 - オ その他必要な資料
- ④ 当該計画案を附属機関又はこれに準じる機関(以下「附属機関等」という。)における審議又は

検討に付した場合にあっては、当該審議又は検討の概要がわかる情報

第6 情報公表の方法

実施機関は、計画案の情報公表をしようとするときは、次に掲げる方法により行うものとする。この場合において、実施機関は意見等の提出先、提出方法及び提出期限並びに意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

- ① 区のおしらせ
- ② 区のホームページ
- ③ 区民情報コーナー
- ④ その他実施機関が適当と認める方法

第7 意見等の提出

実施機関は、情報公表後、区民が意見等を提出するのに必要な期間として、一箇月程度の期間を確保するものとする。

- 2 意見等の提出方法は、郵便、電子メール、ファクシミリ等の文書等によるものとし、意見等の提出に当たっては、住所、氏名又は団体名等及び電話番号等連絡先の明示を求めるものとする。

第8 意見等の取扱い及び公表

実施機関は、提出された意見等を考慮し、計画案についての意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画案についての意思決定を行ったときは、提出された意見等及びその意見等に対する実施機関の考え方(意見等を反映できなかったときは、その理由を含む。)を公表しなければならない。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより意見等を提出した個人又は団体の権利、利益等を害するおそれがあるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

- 3 公表の方法は、第6各号に掲げる方法によるものとする。

第9 意思決定過程の特例

実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置する、これに準じる機関が、第5から第8までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、計画案の立案を行うときは、本手続を行わないで計画案の立案の意思決定をすることができる。

- 2 法令により、縦覧等の手続が義務づけられている計画案の立案にあっては、本手続と同等の効果を有すると認められる範囲内において、本手続を行ったものとみなし、その他必要な手続のみを行うことで足りるものとする。

第10 一覧の作成等

区長は、この基準による手続を行っている案件の一覧を作成するとともに、公表しなければならない。

- 2 前項に定める一覧は、第4第1項各号の区分ごとに作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 案件名
- ② 公表期日
- ③ 意見等の提出期限
- ④ 計画案の入手方法及び問い合わせ先

3 区長は、第4第2項に係る事項については、第1項に準じて公表するものとする。

第11 その他

この基準に定めるもののほか、本手続の実施に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(適用期日)

1 この基準は、平成14年4月1日から適用する。

(基準の見直し)

2 この基準は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1に規定する目的の達成状況を評価したうえで、この基準の適用の日以後5年以内に見直しを行うものとする。